

雅秀苑(短期入所療養介護) 利用料

<短期入所療養介護>

…要支援と判定された方はご利用できません。

(R8.8.1)

【多床室の場合】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険内 負担分/日	基本サービス費(1割負担)	967 円	1,050 円	1,120 円	1,182 円	1,245 円
	基本サービス費(2割負担)	1,934 円	2,100 円	2,240 円	2,364 円	2,490 円
	基本サービス費(3割負担)	2,901 円	3,150 円	3,360 円	3,546 円	3,735 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割： 20 円	2割： 40 円	3割： 60円		
	夜勤職員配置加算	1割： 26 円	2割： 52 円	3割： 78円		
介護保険外 負担分/日	食費	1,545 円	朝:455円、昼:620円(おやつ込)、夕:480円 (世帯の課税状況等に応じて軽減制度有)			
	滞在費	437 円	(世帯の課税状況等に応じて軽減制度有)			
	日用品費	150 円	(タオル・シャンプー・ティッシュ・歯磨き粉代等)			
	教養娯楽費	100 円	(色鉛筆・折り紙・のり・画用紙など、クラブ活動や行事費用等)			
	1割負担の方の合計/日	3,245 円	3,328 円	3,398 円	3,460 円	3,523 円
	2割負担の方の合計/日	4,258 円	4,424 円	4,564 円	4,688 円	4,814 円
	3割負担の方の合計/日	5,271 円	5,520 円	5,730 円	5,916 円	6,105 円

【個室の場合】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険内 負担分/日	基本サービス費(1割負担)	878 円	958 円	1,027 円	1,091 円	1,152 円
	基本サービス費(2割負担)	1,756 円	1,916 円	2,054 円	2,182 円	2,304 円
	基本サービス費(3割負担)	2,634 円	2,874 円	3,081 円	3,273 円	3,456 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割： 20 円	2割： 40 円	3割： 60円		
	夜勤職員配置加算	1割： 26 円	2割： 52 円	3割： 78円		
介護保険外 負担分/日	食費	1,545 円	朝:455円、昼:620円(おやつ込)、夕:480円 (世帯の課税状況等に応じて軽減制度有)			
	滞在費	1,728 円	(世帯の課税状況等に応じて軽減制度有)			
	日用品費	150 円	(タオル・シャンプー・ティッシュ・歯磨き粉代等)			
	教養娯楽費	100 円	(色鉛筆・折り紙・のり・画用紙など、クラブ活動や行事費用等)			
	1割負担の方の合計/日	4,447 円	4,527 円	4,596 円	4,660 円	4,721 円
	2割負担の方の合計/日	5,371 円	5,531 円	5,669 円	5,797 円	5,919 円
	3割負担の方の合計/日	6,295 円	6,535 円	6,742 円	6,934 円	7,117 円

※一円の端数単位で差異が生じることがありますので、予めご了承下さい。

【ご希望により利用できるサービス費】

貸テレビ(消費税込)	1日…200円、半月…2,300円、1ヶ月…4,550円
理美容代(消費税込)	カット…1,600円、顔そり…500円、パーマ…3,700円、 毛染め…3,700円、マニキュア…4,000円、シャンプー…1,000円
洗濯(消費税込)	1ネット…1,100円(業者委託実費) ※原則的にご家族様でお願いします。
訪問歯科(非課税)	医療保険 自己負担額…歯科への振込払いとなります

【その他】

- オムツ代は基本サービス費に含まれております。
- 電気器具を使用されます場合、電気代として50円/日(消費税込)をご請求させていただきます。
- 低所得の方、生活保護受給者の方には利用料の減免制度がございます。

【負担軽減について】

所得の低い方のサービス利用が困難とならないよう以下の負担軽減がございます。(お住まいの地での手続きが必要となります)

・特定入所者介護サービス費…施設における食費・滞在費の負担軽減

利用者負担額段階		負担限度額(月額)		
段階	被保険者の所得の状況	食費	滞在費 (多床室)	滞在費 (個室)
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・生活保護受給者	300 円	0 円	550 円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入 ・額の合計金額が82万6500円以下	600 円	430 円	550 円
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入 ・額の合計金額が82万6500円超120万円以下	1,030 円	430 円	1,370 円
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入 ・額の合計金額が120万円超	1,360 円	430 円	1,470 円
第4段階 現役並み所得者	・第1段階～第3段階以外(世帯課税)	1,545 円	437 円	1,728 円

★利用料について、経済状況の著しい変化、介護報酬改定などやむを得ない事由がある場合、当該利用料を相当額に変更する
場合がございますのでご了承下さい。

【短期入所療養介護 各種加算等】 …以下のサービスの提供を行った場合は加算等の対象となりますのでご了承ください。

加算名		加算額 1割負担	加算額 2割負担	加算額 3割負担	算定 単位	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		20 円	40 円	60 円	1日につき	介護職員のうち、介護福祉士の割合が100分の60以上であること。
夜勤職員配置加算		26 円	52 円	78 円	1日につき	夜勤を行う看護職員または介護職員の数が、入所者20人につき1人以上。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		11 円	22 円	33 円	1月につき	ICT等のテクノロジーを導入し、厚労省の示す生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に実施し、利用者の安全や介護サービスの質の確保などを推進する。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		***	***	***	1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合。所定の単位数の97/1000を算定。
送迎加算(片道)		198 円	396 円	594 円	片道につき	送迎を行う場合。
療養食加算		9 円	18 円	27 円	1回につき	疾病治療の直接手段として適切な栄養量及び内容を有する食事を提供した場合。
個別リハビリテーション実施加算		258 円	516 円	774 円	1回につき	利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合。
認知症ケア加算		82 円	164 円	246 円	1日につき	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して当該サービスを行った場合。
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (日帰りショート)	3時間以上4時間未満	697 円	1,394 円	2,091 円	1日につき ※所定 単位に 替えて	日中のみの短期入所療養介護を行った場合。 ※在宅において生活しており、当該サービスを提供するにあたり、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定。
	4時間以上6時間未満	974 円	1,948 円	2,922 円		
	6時間以上8時間未満	1,361 円	2,722 円	4,083 円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		215 円	430 円	645 円	7日間 限度	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当該サービスを利用する事が適当であると医師が判断した者に対し、当該サービスを行った場合。
緊急短期入所受入加算		97 円	194 円	291 円	7日間 限度	居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない当該サービスを緊急に行った場合
若年性認知症受入加算		129 円	258 円	387 円	1日につき	受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。
		65 円	130 円	195 円		上記の場合において、特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費を算定する場合。(日帰り短期入所療養介護を利用する場合)
重度療養管理加算 (要介護度4・5に限る)		129 円	258 円	386 円	1日につき	要介護4又は要介護5に該当する者であり厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い当該サービスを行った場合。
		65 円	130 円	195 円		上記の場合において、特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費を算定する場合。(日帰り短期入所療養介護を利用する場合)
緊急時 施設療養費	緊急時治療管理	556 円	1,112 円	1,668 円	月3日 限度	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。
	特定治療	***	***	***		やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合。診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じた額を算定。
総合医学管理加算		295 円	590 円	885 円	10日間 限度	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、短期入所療養介護を行った場合に10日を限度として1日につき所定単位を算定。

○ 一円の端数単位で差異が生じることがありますので、予めご了承ください。